

策定の趣旨（はじめに）

平成23年3月11日の東日本大震災の発災から、2年以上の時間が経過しました。

この震災により私たちのふるさと・釜石の魅力ある多くの景観が失われ傷つきましたが、陸中海岸をはじめとする多くの美しい自然の風景や緑豊かな山並み、橋野高炉跡に代表される歴史的な近代化産業遺産など、釜石の素晴らしい景観は依然失われてはおりません。また、市内の至るところでは、豊かな自然、個性豊かな歴史や文化を大切にしながら、花壇づくりや清掃活動などにも積極的に取り組まれており、そこに住む人々やそこを訪れる人々に潤いや安らぎ、心の豊かさを与えています。この釜石の美しく魅力ある景観は、先人たちが長い年月をかけて自然や歴史的風土との調和を図りながら大切に創りあげてきたものであり、将来にわたる市民共通の財産です。

近年、経済社会の成熟化に伴い、人々の価値観も量的充実から質的向上へと変化し、生活空間の質の向上という観点から、個性のある美しい街並みや景観の形成が求められるようになっていきます。

岩手県においては、全国的にも早い時期から景観行政の取り組みが進められており、平成22年10月には景観法に基づく計画として「岩手県景観計画」を策定し、建築物等に対する景観誘導を行っております。また、自らきめ細やかな景観づくりを行うため、独自に景観計画を策定し景観行政に取り組む市町が増えてきております。

当市においては、平成7年3月に「釜石市景観形成基本方針」を定め、平成14年11月には「釜石市都市計画マスタープラン」において都市景観形成の基本的な考え方を示してきましたが、具体的な景観形成の誘導策は県の景観計画によって行われてきました。

このような中、現在当市が取り組みを進めている橋野鉄鉱山（橋野高炉跡及び関連遺跡）の世界遺産登録に当たっては、当該地域周辺においてその価値を損なう建築等の行為が行われないよう保護措置を講じながら、良好な景観を保全・形成していくことが喫緊の課題となっております。

また、市では、一日も早く震災からの「復興宣言」を出せるよう、平成23年12月に策定した釜石市復興まちづくり基本計画「スクラムかまいし復興プラン」に基づき、計画した施策や事業に取り組んでおりますが、まちの再建を進めるに当たっては、速やかな対応を図りつつ、単に機能面だけでなく景観にも配慮したまちづくりを進めることが必要です。

そこで、市全体についての目指すべき釜石らしい景観像を提示しながら、市民、事業者、行政とが連携・協働し、美しく風格ある景観の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力ある地域社会の実現を図るために、景観法に基づく計画として「釜石市景観計画」を策定しました。

目 次

1 景観計画の基本事項

- (1) 景観計画とは…………… 1
- (2) 釜石市景観計画の位置づけ…………… 1
- (3) 復旧・復興の取り組みと優先的な景観づくり…………… 3
- (4) 本計画の構成…………… 4

2 釜石市の景観特性と景観形成の取り組み

- (1) 釜石市の景観特性…………… 5

3 景観計画の区域

- (1) 景観計画区域と区域区分……………15
- (2) 一般景観地域……………15
- (3) 特定景観地域……………16

4 目指すべき社会像と基本理念

- (1) 景観形成によって目指すべき社会像……………17
- (2) 景観形成の基本理念……………17

5 良好な景観の形成に関する方針

- (1) 基本となる目標像……………18
- (2) 地域別目標像……………18

6 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- (1) 施策の体系……………21
- (2) 届出対象行為……………21
- (3) 景観形成基準……………29
- (4) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針……………40
- (5) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限……………40

7 良好な景観の形成のための推進方針

- (1) 市民・事業者・行政の役割……………41
- (2) 良好な景観の形成の推進体制……………41
- (3) 市民・事業者の主体的な取り組みの促進……………42
- (4) 計画の評価及び見直しについて……………42

■資料編

- (1) 釜石市景観条例
- (2) 釜石市景観条例施行規則
- (3) 届出様式